

津島市家具転倒防止金具取付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対して家具等の固定等を推進することにより、地震による被害を防止し、又は軽減することで安全の確保の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 家具転倒防止金具取付事業（以下「事業」という。）とは、地震等により転倒する可能性のある家具等に対し、転倒防止金具を取り付けることをいう。

2 前項の規定により金具を取り付けることのできる家具等は、寝室、居間その他居住する住宅内で利用頻度が高いと認められる部屋に置かれる書棚、たんすその他の家具等であって、次に掲げるものを除く。

(1) 電化製品等、鋼鉄製であること等により、金具を取り付けることができないもの。

(2) ピアノ、仏壇、仏具等、高価又は社会通念上の理由により、金具の取り付けがためられるもの。

3 転倒防止金具を取り付けることのできる家具等の数は、1世帯につき3点までとする。

(対象世帯)

第3条 この事業は、市内に居住する世帯を対象とする。

2 この事業の利用は、1世帯につき1回とする。ただし、引越し、住居の建替えその他特別の理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

3 前項に規定する世帯数は、固定資産税の「小規模住宅用地」に係る世帯数等を参考に判断するものとする。

4 市長は、前項に規定する税務情報の取得に際しては、事前に所有者等の同意を得たうえで税務部門に照会しなければならない。

(事業の委託)

第4条 この事業は、事業の実施を市長が適当と認める事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(受付件数)

第5条 この事業は、単価に応じて予算の範囲内で最大の件数を受付できるよう受付件数を増減する。

(申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、家具転倒防止金具取付事業申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、電話や市役所窓口等での口頭のほか、インターネット上の申請フォーム等を活用した申請に代えることができる。

3 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者が申請する場合は、家屋の所有者又は管理者からこの事業の承諾を得なければならない。

4 市長は、家具転倒防止金具取付事業の受付簿（様式第2号）を備えるものとする。

5 申請受付は、当該事業に係る予算の上限に達したとき又は当該事業年度の1月末のいずれか早い時期をもって終了する。

(辞退)

第7条 事業申請書提出後においてこれを辞退するときは、家具転倒防止金具取付事業辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、事業申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により事業の利用が判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その理由を付して、家具転倒防止金具取付事業決定取消通知書(様式第4号)により事業申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第9条 市長は、事業の実施に要する費用を全額負担するものとする。

(事業報告等)

第10条 事業者は、市からの連絡に基づき、速やかに事業を実施するとともに、作業終了後は遅滞なく申請ごとの家具転倒防止金具取付事業報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、市から連絡があったすべての作業を、当該事業年度の2月末までに完了しなければならない。

(免責)

第11条 市及び事業者は、家具転倒防止金具を取り付けた家具等の転倒により発生した事故について、賠償の責任を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。